

## 北栄町（任期付職員）募集要項

- 1 職種及び人員 脱炭素先行地域事務員 1名
- 2 採用予定時期 令和7年11月1日
- 3 職務内容 脱炭素先行地域事業（主に一般事務（補助金事務、農地転用関係等）に関する業務等
- 4 任 期 令和7年11月1日～令和10年10月31日まで（3年間）
- 5 受験資格

- (1) 昭和40年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた者
- (2) 直近10年（平成27年10月1日から令和7年9月30日まで）中に2年以上、国、都道府県又は市区町村での職務経験を有する人
  - （注）「職務経験」とは、国、都道府県又は市区町村の職員として1年以上継続して勤務した経験（非常勤職員（会計年度任用職員等）は除く。）が該当します。
  - （注）勤務経験が複数の場合は「職務経験」として通算することができます。なお、個々の継続した勤務経験が1年未満の場合は「職務経験」として通算できません。
  - （注）在職中に連続して3か月を超えて職務に従事していない期間（産前産後休暇を除く。）は、職務経験から除きます。
  - （注）最終合格発表後、職務経験期間の確認のため、職歴証明書を提出していただきます。
- (3) 普通自動車運転免許を有する者
- (4) ワード、エクセルの基本操作ができる者
- (5) 試験を受けられない者
  - 地方公務員法第16条に該当する人（以下のいずれかに該当する人）
    - ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
    - ・当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
    - ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- (6) 日本国籍を有しない人については、活動に制限のない在留の資格を取得している人又は令和7年10月31日までにこの資格を取得する見込みの人に限り受験できます。日本国籍を有しない職員は、公権力の行使に該当する業務、公の意思形成への参画に携わる職には就くことができません。

## 6 選考方法

- (1) 第1次試験
  - 選考方法 書類審査（提出された申込書などを審査します）
  - （第1次試験（書類選考）に不合格の場合は第2次試験を受けることはできません。）
  - 合否の結果は、申込者全員に10月下旬までに通知します。
- (2) 第2次試験

選考方法 面接試験（面接）

日 時 令和7年10月下旬（予定）

※詳しい日時と場所は第1次試験合格通知の際にお知らせします。

可否の結果は、受験者全員に文書で通知します。

**7 勤務時間** 週休2日制 午前8時30分～午後5時15分

## **8 給与・手当**

（1）令和7年4月1日現在における初任給（月額）は、高校卒188,000円を基準として学歴、職歴のある人は、その経歴に応じて所定の金額を加算します。

（2）給料に加えて、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、時間外勤務手当などの諸手当をそれぞれの条件に応じて支給します。

## **9 受験手続き及び受付期間**

（1）受験申込書の請求

受験申込書は、北栄町ホームページからダウンロードしてください。

（2）提出書類

・受験申込書 1部

※提出書類は返却しませんので、予めご了承ください。

（3）申込方法・提出先

（ア）メールによる場合

送付宛先：kankyou@e-hokuei.net

タイトルに「脱炭素先行地域事務員受験申込」を入力してください。

提出書類はPDF化したものを送付してください。

（イ）郵便又は信書便による場合

〒689-2292

鳥取県東伯郡北栄町由良宿423番地1 北栄町役場 環境エネルギー課

※封筒の表に赤字で「脱炭素先行地域事務員受験申込」と書いてください。

※郵便の場合、万が一未着の事故が発生しても、受験受付期間内に郵便又は信書便で申し込んだことが明確に確認できない場合は受理できません。また、切手料金不足等の申込者の責による申し込み延滞等の場合、理由の如何を問わず受理しません。

（4）申込期限等

令和7年10月24日（金）

受付時間は、申込期限までに到着したものに限り受け付けます。

## **10 問い合わせ先**

北栄町役場 環境エネルギー課

〒689-2292 鳥取県東伯郡北栄町由良宿423-1

電話 0858-37-3116